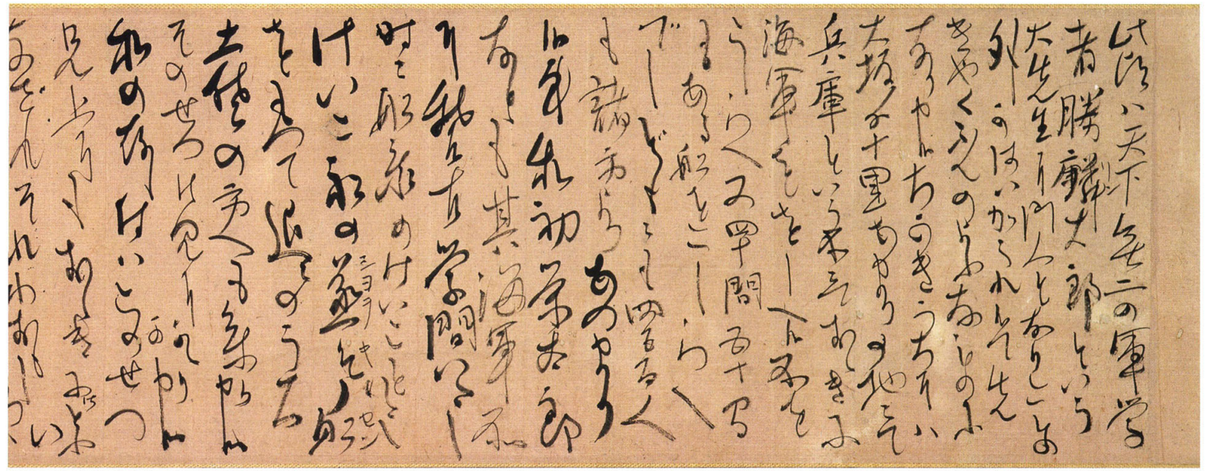

54

54　坂本龍馬書状　坂本龍馬

紙本墨書　一五・一×八〇・九　一幅　〔三の丸尚蔵館〕
文久三年（一八六三）

本状は土佐藩出身の志士、坂本龍馬（一八三五～六七）が姉、乙女（一八三二～七九）に宛てたもので、内容から文久三年（一八六三）五月十七日、龍馬二十九歳の時に書かれたものである。龍馬は母親との死別後、その代わりを務めた乙女へ度々書状を送っている。

文久二年に脱藩した龍馬は、江戸にて勝海舟の門下となった。勝は文久三年当時、幕府の軍艦奉行並の地位にあり、神戸海軍操練所の設立を企図。龍馬も勝に付いて、海軍修行に専心していた。

本状の内容は、勝に客分のような待遇を受け、可愛がられていることや、兵庫にて栄太郎（龍馬の甥、高松太郎（一八四二～九八））らと共に海軍の稽古に励んでいることなどを、自由で躍動的な筆さばきをもって書いている。また、後半部分では龍馬の兄、権平（一八一四～七一）に海軍修行の同意を得たことに加え、「戦が起きた際は私の命もそれまで。今年を生き延びたならば、私が四十歳になった折には、その事を引き合いに出して下さい」と綴る。これは龍馬が海軍修行のため、四十歳まで家に戻らない（家督を継がない）と表明していることに関連した内容である。そして、本状末文にある特徴的な語「エヘン」は、勝に認められ、海軍修行に励む状況を敬愛する姉に自慢するもので、龍馬の気取りのない筆跡と相まって、二人の親密な間柄を感じさせる。

本状は、昭和三年（一九二八）に田中光顕が献上したもの。

（釈文は118～119頁参照）

55　薩長同盟裏書（木戸家文書）　坂本龍馬

紙本朱書　一六・三×三九二・九　一巻　〔書陵部〕
江戸時代、慶応二年（一八六六）

坂本龍馬は慶応元年（一八六五）、薩摩藩などの援助により、貿易商社「亀山社中」を設立。業務を通じて長州藩と交流の機会を得る。長州藩は、元治元年（一八六四）七月の禁門の変にて朝敵となり、薩摩藩と対立関係にあったが、龍馬らの周旋により、薩長和解の道が模索され始めた。そして慶応二年一月二十一日に薩長同盟が締結された。

本状は、同盟後に長州藩の木戸孝允（一八三三～七七）が龍馬へ宛てた同盟内容を確認する書状に対し、龍馬が裏書にて保証したもの。木戸書状の内容は、秘密裡に結ばれた薩長同盟の詳細を知る貴重な史料であり、目前に迫った第二次長州征討における薩摩藩の行動を示し、長州藩の汚名払拭、薩長両藩による皇威回復に誠心するなどの事項が、六条に纏められている。それらの条目に対し、龍馬は「小松帯刀や西郷隆盛、老兄（木戸）、そして私が議論して決した内容であり、少しも相違はない」と意気軒昂と綴っている。

木戸が書状を綴った一月二十三日は、龍馬が寺田屋事件で両手親指を負傷した日でもあった。しかし、その十数日後に朱書きされた龍馬の筆致には、自信溢れる活力が感じられる。一方で、龍馬独特の自由な書体は幾分抑制されていることから、大事を成し遂げた緊張感も伝わってくる。

本状は、木戸が裏書での返書を求めたことから同家に残され、『図書録　昭和三十六年』（宮内公文書館蔵）には、昭和二十一年（一九四六）宮内省献上と記録されている。（函号：F一・五（天四七））

（釈文は119頁参照）

・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。

・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。

・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出典を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

書の美、文字の巧

三の丸尚蔵館展覧会図録No.74

編集　宮内庁三の丸尚蔵館
　　宮内庁書陵部
制作　株式会社　東京美術
翻訳　黒川廣子
発行　宮内庁
平成二十八年九月十七日発行

© 2016, The Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shozokan
The Archives and Mausolea Department
Imperial Household Agency